

答 申 第 54 号
令和7年9月26日

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 小川 一茂

加古川市情報公開条例第16条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和7年5月16日付け加管第544号で諮問された下記公文書の不開示決定に対する審査請求事案について、別紙のとおり答申します。

記

「2023.11月、〇〇側溝工事において、以前〇〇の汚水があふれた原因判明。同年12月、その原因に関する会議が治水対策課〇〇氏の同席で行われた。その会議の議事録。」

答 申

1 審査会の結論

「2023.11 月、〇〇側溝工事において、以前〇〇の汚水があふれた原因判明。同年 12 月、その原因に関する会議が治水対策課〇〇氏の同席で行われた。その会議の議事録。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、実施機関である加古川市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 1 月 6 日付けで行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 諮問までの経過

- （1）審査請求人は、令和 6 年 12 月 23 日付けで、加古川市情報公開条例（平成 10 年条例第 27 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、本件請求文書の開示を請求した。
- （2）実施機関は、当該請求に対し、本件請求文書については、会議が口頭による共通認識の確認で終了したため、不存在であるとし、令和 7 年 1 月 6 日付けで、文書不存在を理由に不開示とする本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- （3）審査請求人は、本件処分を不服として、令和 7 年 4 月 4 日付けで、加古川市長（以下「審査庁」という。）に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定による審査請求を行った。
- （4）審査庁は、令和 7 年 5 月 16 日付けで、条例第 16 条第 1 項の規定により、加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は大要以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分について、不開示決定処分を取り消し、開示決定を求める。

（2）審査請求の理由

ア 本件請求文書の不存在について

2023 年 11 月、〇〇側溝工事にて、排水管の変更が判明した。この工事に関連し、市職員が現地に来訪しており、その後、市の治水対策課と下水道課の職員による会議等が開催されたことを把握したため、審査請求人は、その会議に関する文書の開示を請求した。

しかし、実施機関は「会議が口頭による共通認識の確認で終了したため」として文書不存在を理由に不開示決定を行った。審査請求人は、実施機関が会議の実施を認めながら「文書不存在」とするのは不服である。

イ 不開示理由について

本件処分における不開示理由について、「共通認識の確認で終了したため」とあるが、審査請求人に何らの説明もなく、「共通の認識とは何なのか」、原因が判明したのに、なぜうやむやにするのか、書面上だけでなく現場の調査を望む。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は大要以下のとおりである。

(1) 会議の議事録が不存在であることについて

審査請求人は、審査請求の趣旨から、令和5年11月30日に治水対策課と下水道課が行った会議の議事録が作成及び保存されていないのは不当であると主張していると考えられる。

この点、当該会議は、出席者間で既に認識されていた事項を確認のうえ認識の共有を図ることを目的とするものであり、新たな検討事項又は決定事項は存在しなかった。このため、当該会議の議事録は作成しておらず、実施機関は請求に係る文書を保有していない。

なお、当該会議について、議事録の作成を義務付ける法律、条例、実施機関の規程その他の規程（以下「法令等の規程」という。）は存在せず、実施機関が当該会議の性質に応じて作成を不要と判断したものである。よって、当該議事録を実施機関が作成及び保存されていないことに不当な点はない。

(2) 不開示理由について

審査請求人は、「審査請求の理由」において、「当方に何ら説明もなく、共通の認識とは何なのか」と記載し、処分理由の付記が不十分であると主張していると考えられる。

この点、実施機関は公文書不開示決定通知書において、不開示理由欄で文書が不存在である旨を明記したうえで、会議が口頭での参加者の認識確認だけだったとし、作成していない理由を記載している。よって、本件処分の処分理由の付記が不十分とはいえない。

(3) 以上のことから、本件処分の文書不存在による不開示決定の判断は妥当であり、また、公文書開示請求手続きにおける瑕疵はないことから、本件処分は適法であると考えられる。

5 審査会の判断

(1) 審査会における審査について

審査会は、実施機関の諮問に基づき、公文書の開示決定等の処分にかかる開示・不開示や存在・不存在について、条例に照らし当該処分の妥当性を調査審議する機関である。本件処分については、本件請求文書の存否及び理由の付記に関し争いがあると認めるので、以下検討する。

なお、審査請求人のその他の主張については、条例に基づく開示決定等の処分にかかる事項ではないから、審査会における審査の対象ではないため言及しない。

(2) 「本件請求文書」の有無

審査請求人が公開を求めている本件請求文書は、令和5年11月30日に治水対策課と下水道課が行った会議の議事録である。

この点、条例第9条の規定に基づき請求することができるのは、実施機関の職員が職務上作成し、保有する公文書であるから、開示請求にあたっては、実施機関において本件請求文書を保有していることが要件となる。

そこで、審査会は、本件の議事録が作成されていないか、実施機関に対して確認したところ、当該会議は、出席した職員間での既知の事項に関する認識共有を行ったものであり、新たな検討事項又は決定事項はないことから、当該会議の議事録は作成しておらず、実施機関は請求に係る文書を保有していない、議事録の作成を義務付ける法令等の規程も存在しないとの回答であった。

後者の点につき、法令等の規程について、審査会において公文書等の管理に関する法律や加古川市上下水道局文書取扱規程を確認したが、実施機関に対し本件請求文書の作成を義務付ける規定は見当たらなかった。

したがって、本件請求文書の作成を義務付ける規定が存在せず、新たな検討事項や決定事項はないために本件請求文書を当初から作成及び保有していないとする実施機関の説明には、当初から作成していないことについての評価はさておき、不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分において本件対象文書を不存在とした点について、違法性はなく、また不当とは言えない。

(3) 不開示理由について

条例第10条第2項は、開示請求に係る公文書の全部を公開しないとき（開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと規定しており、書面による通知には、書面にその理由を付記しなければならない。

そして、一般に文書不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に公文書が存在であるという事実だけでは足りず、開示請求に係る公文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄されたのか等、開示請求に係る公文書が存在しないことの要因についても記載することが求められる。

本件についてみると、実施機関は、本件処分の理由として、文書不存在であることを明記したうえで、文書不存在の理由については、新たな検討事項や決定事項がなかったことから「会議が口頭による共通認識の確認で終了したため」としており不十分ではないと主張するが、審査請求人は「当方に何ら説明もなく、共通の認識とは何なのか」として理由の付記について不服としている。

両者の主張からみると、文書不存在の理由として「会議が口頭による共通認識の確認で終了したため」としており、この記述から、口頭による共通認識の確認で終了したにすぎないため、本件請求文書を作成せず、その保有に至らなかったということは推認されることから、当該理由の付記が文書不存在の理由として処分を取り消すほど不合理であるとまでは言えない。

(4) 以上のことから、審査会は、「1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

6 付言

理由付記について、公文書不開示決定通知書へ不開示の理由を明記する趣旨は、実施機関の判断に慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を請求者に知らせることによって、不服申立てに便宜を与えるところにある。

また、不存在の理由として「作成していないため」又は「取得していないため」と示された場合には、請求者としては、問題となっている事務の性質、通常の事務処理方法等に照らして、文書が作成されていない又は取得していないために不存在であることについて検討することができる。

いずれの不存在の理由についても、一定程度の客観的合理性が担保され、請求者がこれを検討するのに資することになることから、上記程度の理由を付記する必要があると考えられる。

本件についてみると、本件決定に係る公文書不開示決定通知書において、不開示理由として、「会議が口頭による共通認識の確認で終了したため」との理由を付記しているが、理由の提示として完全に問題が無いとまではいえない。4(1)で実施機関が主張したように、本件対象文書を作成しなかった理由としては、会議が既知の事項に関する認識共有を行ったものであるだけでなく、新たな検討事項又は決定事項はないことも挙げられる。この点に鑑みれば、5(3)で示したように、「会議が口頭による共通認識の確認で終了したため」という理由は、処分を取り消すほど不合理であるとはいえないが、審査請求人に対して真摯に説明するという観点からは、本件対象文書を作成しなかった理由の説明として、決して十分であったとはいえない。

今後、実施機関が不開示決定を行うに際しては、可能な限り具体的な理由を明記するよう留意するべきである。

(参 考)

審 査 の 経 過

年 月 日	審査会	経過
令和7年5月16日	—	・ 諮問書を受理
令和7年6月4日	—	・ 審査請求人から口頭意見陳述申立書・質問趣意書を受理
令和7年7月3日	第84回審査会	・ 諮問案件概要説明 ・ 審査請求人からの口頭意見陳述申立て等に係る審議
令和7年7月31日	第85回審査会	・ 審査請求人からの口頭意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審査請求人から実施機関への質問の実施 ・ 審議
令和7年9月10日	第86回審査会	・ 審議
令和7年9月26日	—	・ 答申